

厚生労働省告示第二百七十八号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十八条第三項及び第八十七条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成十二年厚生省告示第三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十年五月一日から適用する。

平成二十年四月十日

厚生労働大臣 舛添 要一

【省略・新旧対照表を参照のこと】

○介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額(平成十二年厚生省告示第三十八号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>一～三 (略)</p> <p>四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注10、イ(7)、ロ(9)、ハ(7)及びニ(8)に係る費用の額並びに指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注8、イ(5)、ロ(7)、ハ(5)及びニ(6)に係る費用の額</p> <p>五 (略)</p>	<p>一～三 (略)</p> <p>四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(7)、ロ(8)、ハ(7)及びニ(8)に係る費用の額及び指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)、ロ(6)、ハ(5)及びニ(6)に係る費用の額</p> <p>五 (略)</p>